

平成 19 年 6 月 20 日

株主の皆様へ

フジテック株式会社  
代表取締役社長  
内 山 高 一

### 定時株主総会における議決権行使のお願い

拝啓 株主の皆様におかれましては平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過日ご通知申し上げましたとおり、来る 6 月 27 日に「第 60 期定時株主総会」を開催いたします。

当該株主総会におきまして、第 7 号議案として「当社株式の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）継続の件」（以下、「第 7 号議案」といいます）を決議事項の議案の一つとしております。

第 7 号議案につきまして、当社の株主であります、ダルトン・インベストメンツ株式会社（以下、「ダルトン社」といいます）が、反対の意見表明をされております。

ここで、改めまして第 7 号議案についてご理解いただきたく、以下のとおり、ご説明申し上げます。

#### 第 7 号議案についての当社の考え方

当社の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、「当社プラン」といいます）」は、大規模買付者が遵守すべき手続を、客観的、かつ具体的に定めるもので、企業価値・株主共同の利益を損なう買収提案であるにもかかわらず、株主の皆様が十分な情報の提供を受けないまま誤信して買収に応じてしまうことなどを未然に防止し、企業価値・株主共同の利益を実現するために、必要不可欠なものであります。

また、当社プランは、経済産業省、および法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保、  
または、向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則を充足するものであり、  
以下のように合理性を備えております。

- 株主総会の意思に基づき、当社プランの継続、変更、または、廃止がなされるという点で「株主意思を重視するもの」
- 当社プランにおける対抗措置の発動は、当社プランに定める手続を遵守しない場合や、大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反し、かつ対抗措置を採ることが相当と認められるような、予め定められた客観的、かつ合理的な発動要件が充足される場合に限られ、また、対抗措置の発動の決定に際しては、経営陣から独立している複数の委員から構成される「独立委員会」に諮られ、当社取締役会は独立委員会からの勧告を最大限尊重するものとされているという点で「客観的かつ合理的な発動要件が設定され、かつ取締役会の恣意性を排除するもの」
- 大規模買付者に要求する情報、大規模買付者の買付禁止期間が、必要、かつわが国における買収防衛策において一般的に設けられている範囲に設定されているという点で「大規模買付者に過大な負担を課し、または重大なダメージを与えないもの」

当社見解の詳細な内容につきましては、当社ホームページに掲載しております平成19年6月1日開示書類 (<http://www.fujitec.co.jp/ir>) を、ご参照ください。

株主の皆様におかれましては、当社見解をご理解いただいた上で、公正・公平な観点から議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

また、株主総会当日にご出席いただけない場合は、招集通知に同封された「議決権行使書」用紙に賛否をご表示いただき、6月26日（火）午後5時までに、当社に到着するようにご返送くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

当社は今後とも、株主の皆様共通の価値向上に努力してまいりますので、引き続き、ご支援賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬 具